

(一社)石川県繊維協会からの

「働き方改革」訪問支援のご案内

中小企業の皆様が働き方改革関連法への対応における様々な課題
に対して、働き方改革支援センター（石川県経営者協会内）が、社会保険
労務士等の専門家を無料で派遣し相談支援を行います！

（働き方改革支援センターは石川労働局からの受託事業です）

例えば

- ★企業の実態に即した労働時間の改善
- ★同一労働同一賃金を踏まえた企業側の対応
- ★生産性向上による国の助成金の利用

お気軽にお申し込みください！

就業規則や賃金制度の見直しや、労働時間短縮
につながる業務プロセスの検討、それらに利用できる助成金
のご提案等、企業の実態に即した相談支援を個別訪問して
行います。

（最大5回まで）

事業終了：2020年2月22日



無料 訪問支援 申込書

※繊維協会事務局で申込書受領後、訪問日時のご相談のため
働きかた改革推進支援センターよりご連絡させていただきます。

企業名

部署

担当者名

連絡先電話番号

相談内容

【個人情報の取り扱いについて】

お申し込みの情報ならびに相談内容は、ご本人の同意なく本訪問支援以外での使用や第三者への提供
または開示をいたしません。

申し込みは石川県繊維協会まで TEL 076-267-2172

FAX 076-268-8455 E-mail tafric@ita.or.jp

石川働き方改革推進支援センターでも問い合わせに応じています

TEL 0120-319339 FAX 076-231-0228

E-mail roudou@ishikawakeikyou.or.jp



貴社是对应できていますか？ 慌てないために相談を！

年次有給休暇の取得義務化 2019 年 4 月 1 日～

時間外労働の上限規制 2019 年 4 月 1 日～ （中小企業は 2020 年 4 月 1 日～）

同一労働同一賃金 2020 年 4 月 1 日～ （中小企業は 2021 年 4 月 1 日～）

☆ について不明点があれば、ぜひ専門家による訪問支援をお勧めします！

年次有給休暇の5日間取得義務化

- ☆ 1 年次有給休暇の付与の仕方はおわかりですか？
- ☆ 2 パートタイム労働者も取得義務化の対象です。
- ☆ 3 年次有給休暇の管理簿の作成と保存（3 年間）が必要です。
- ☆ 4 時季指定には就業規則の見直しや変更も必要となります。



時間外労働の上限規制

- ☆ 1 時間外上限が、月 45 時間・年 360 時間（特別でも年 720 時間）となります。
- ☆ 2 36 協定届も新しい様式で届出する事になります。
- ☆ 3 労働時間の管理をこれまで以上にしっかりする必要があります。

同一労働同一賃金

- ☆ 1 パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との待遇差はありますか？
- ☆ 2 待遇差がある場合、適切な説明ができますか？
- ☆ 3 例えば、
 - ・ 正社員は通勤費を支給しているが、パートは支給していない
 - ・ 正社員は更衣室等を利用できるが、パートは利用できない 等

☆ について具体的な実務のポイント等を、専門家が企業に訪問してご説明のうえアドバイスをいたします。 ご利用は無料です！

ご利用をお待ちしております。